登録有形文化財　島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）
保存活用計画策定業務仕様書

1　総則

⑴　業務名

登録有形文化財　島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）保存活用計画策定業務

⑵　目的

「登録有形文化財　島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）保存活用計画策定業務」（以下、「本業務」という。）に関する適切な保存と活用方法を示し、後世に伝えていくための基本計画である「登録有形文化財　島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）保存活用計画」（以下、「本計画」という。）を「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（文化庁発出）及び「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（文化庁発出）並びに「大阪府文化財保存活用大綱」（大阪府発出）に沿って策定することを目的とする。

⑶　適用

本業務仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、島本町（以下、「発注者」という。）が発注する本業務に適用する。本業務を受注した者（以下、「受注者」という。）は、本仕様書に従い本業務を施行しなければならない。

⑷　履行期間

履行期間は、契約日の翌日から令和９年３月３１日までとする。

⑸　資料提供

本業務に必要な資料のうち、発注者の所有するものについては受注者に貸与するが、その取扱いについては十分注意するとともに、本業務以外に使用してはならない。また、業務完了後は速やかに返却しなければならない。

⑹　参考文献等の明記

受注者は、業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

2　計画

⑴　業務内容

ア　計画対象建造物の概要

㈠　員　　数　１棟

⑷　所　　在　大阪府三島郡島本町桜井一丁目３番１号

⑸　構　　造　木造平屋建、入母屋造、桟瓦葺

㈡　面　　積　４２１㎡

㈪　建設年代　昭和１６年完成
㈫　所 有 者　島本町
㈬　登　　録　国登録有形文化財（平成２７年登録）

イ　作業工程

㈠　業務計画の立案・現況把握

ⅰ　本業務実施にあたり、体制、工程、方法等を記述した業務計画書の立案

ⅱ　国登録有形文化財「島本町立歴史文化資料館（旧麗天館）」（以下、「本建造物」という。）の概要、本計画の計画範囲等基本事項の把握

ⅲ　本建造物の既存計画及びに既存調査の把握

ⅳ　本建造物の建物部位調査

㈡　本計画の作成（素案作成及び提案、修正取りまとめ）

以下のⅰからⅴまでの作業を行い、本計画内容に反映させる。

ⅰ　本建造物の本質的価値に関する素案作成等

ⅱ　本建造物の保存・活用及び整備並びに運営（体制）の現状と課題に関する素案作成等

ⅲ　本建造物の保存・活用及び整備並びに運営（体制）の方向性と方法に関する素案作成等

ⅳ　本建造物の現状変更取扱内容に関する素案作成等

ⅴ　本建造物周辺文化財を活用した本建造物の活用内容に関する素案作成等

㈢　調査

受注者は、次の調査を実施し、本計画策定に資するものとする。

ⅰ　本建造物の建物部位調査

受注者は、本建造物の保存・活用に係り、各部屋及び屋根、基礎等、建物部位の調査を実施する。

ⅱ　工作物等調査

受注者は、本建造物の取扱い等を検討することを目的に、島本町立歴史文化資料館の敷地内の下記調査を実施する。

①　工作物調査（構造、状態、建築年代、管理者）

②　樹木調査（樹種、樹径、樹高、本建造物への影響）

ウ　本計画の構成、仕様及び調査項目

㈠　構成

本計画は、受注者が文化庁の指針に基づき以下の構成にまとめるものとする。諸状況に応じて、この構成で過不足が出る場合には、発注者との協議のうえで修正を図るものとする。

保存活用計画章立て

１章　計画の概要

⑴　計画の作成

⑵　文化財の名称

⑶　文化財の概要

⑷　文化財保護の経緯

⑸　計画の概要

２章　保存管理計画

⑴　保存管理の現状

⑵　保護の方針

⑶　管理計画

⑷　修理計画

３章　環境保全計画

⑴　環境保全の現状と課題

⑵　環境保全の基本方針

⑶　区域の区分と保全方針

⑷　建造物の区分と保護の方針

⑸　防災上の課題と対策

４章　防災計画

⑴　防火・防犯対策

⑵　耐震対策

⑶　耐風対策

５章　活用計画

⑴　公開その他の活用の基本方針

⑵　公開計画

⑶　活用基本計画

６章　保護に係る諸手続き

㈠　各章の仕様及び調査項目

ｉ　「１章　計画の概要」の仕様及び調査項目

【仕様】

保存活用計画全体の概要を示すもので、文化財としての概要や経緯、修理履歴などの整理を行い、計画の範囲や基本方針を定める。また、保存・管理・活用の現状と課題の概要を記載する。経緯については、これまでの資料より修理や保存・改変に対する内容を整理する。

【調査項目】

建物現地調査、資料文献調査、修理履歴調査、関係者への聞き取り調査

ⅱ　「２章　保存管理計画」の仕様及び調査項目

【仕様】

建物の部材仕様や耐震診断業務の際に判明した補修必要箇所を参考に破損状況などを整理し、現状と課題を抽出する。また、保護の方針と保存の基準立てを策定し、部位の基準を示した写真資料を作成する。

【調査項目】

破損調査、仕様調査、類例調査、写真撮影、管理状況調査、関係者への聞き取り調査

ⅲ　「３章　環境保全計画」の仕様及び調査項目

【仕様】

建物周囲の工作物・植物等を調査し、本建造物と一体的な保全を図るための方針を策定する。現状と課題の整理を行い、今後の管理方法の検討を行う。

【調査項目】

現地周辺環境調査、関係者への聞き取り調査

ⅳ　「４章　防災計画」の仕様及び調査項目

【仕様】

防火、防犯、耐震、耐風等について過去の被害履歴や対策の確認を行い、今後の対策について検討する。また、防火・防犯・防災の管理については、本建造物の管理状況を調査し、予防措置や消火体制など現状と課題を明確にする。耐震対策については、これまで実施された耐震診断等の結果を整理する。

【調査項目】

被災履歴調査、防災設備目視調査、関係者への聞き取り調査、耐震診断資料調査

ⅴ　「５章　活用計画」の仕様及び調査項目

【仕様】

現状の島本町立歴史文化資料館としての公開活用方法及び島本町立歴史文化資料館等利活用基本計画の内容を整理し、課題を抽出し、今後の活用に対する計画を策定する。

【調査項目】

現況の使用状況調査、島本町立歴史文化資料館等利活用基本計画資料調査、関係者への聞き取り調査、法令協議

ⅵ　「６章　保護に係る手続き」の仕様及び調査項目

【仕様】

本建造物に関係する文化財保護法及び関係法令の整理と届出・許可の手続きについて記載する。

【調査項目】

関係法令調査

⑵　打合せ協議

ア　打合せ協議は、業務着手時、業務完了時、文化庁の現地指導時に行うものとする。

イ　アに係る協議は、対面式を基本とし、受注者は主任技術者が出席するものとする。なお、協議は発注者または受注者が必要と認めた場合は、適宜行うものとする。この場合の協議は、対面式にこだわらない。

ウ　受注者は、打合せ協議の内容について、詳細を記載した打合せ簿を作成するものとする。

３　成果品

⑴　成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

ア　計画書素案　全章をとりまとめたもの	１部
イ　打合せ簿	１部
ウ　本計画書（ファイル綴じ２部、オンデマンド印刷２０部）	２２部
エ　上記の電子データ	１式

⑵　納入場所

島本町教育委員会事務局　教育こども部　生涯学習課